

## 宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 宿毛市への移住及び定住を希望する者（以下「移住者」という。）が、居住するために行う個人所有の住宅改修について、その費用の一部を補助することで宿毛市への移住及び定住を促進することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高知県内に住所を有していない者又は高知県外から転入し現在宿毛市に住所を有しており、かつ、高知県内に住所を有して3年を経過しない者
- (2) 高知県外に5年以上居住している者又は高知県内に住所を有する前に高知県外に5年以上居住していた者
- (3) 補助金の交付を受けた日から5年以上宿毛市に定住する意思がある18歳以上の者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 当該補助金又は宿毛市空き家活用事業費補助金の交付を受けたことのない者

2 移住者が空き家である住宅を所有する場合、移住者のうち世帯主を補助対象者とする。

3 移住者が空き家である住宅を貸借する場合、住宅の所有者を補助対象者とする。ただし、本事業完了後5年間は移住者の居住用住宅とすること。

4 前項に規定する所有者は、補助対象者としての権限の一切を借主たる移住者のうち世帯主に委任することができる。この場合において、所有者の改修工事への同意及び原状回復義務の免除が確認できる書類を併せて提出しなければならない。

5 第3項に規定する所有者には、移住及び定住を促進しているNPO法人、任意団体、その他市長が特に認める団体を含む。

6 補助対象となる空き家は、本事業完了後5年間は空き家バンク等に登録するものとする。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が居住し、新たな生活を始めるために必要であることが社会通念上認められる住宅改修工事及び空き家の荷物の整理、運搬及び処分をする事業とする。

2 前項に規定する事業は、宿毛市内に本店又は事業所等を有する業者が請け負う事業を補助対象事業とし、所有者又は補助対象者が自ら施工する事業は含まない。ただし、空き家の荷物を処分する場合において、幡多広域市町村圏事務組合へ持ち込み、自ら処分に要する費用を支払う場合は補助対象事業に含むこととする。

3 補助金交付申請時において、既になされた事業は補助対象事業に含まない。

### (補助対象経費・補助限度額・補助率)

第5条 補助対象経費は次に掲げる改修工事及び空き家の荷物の整理、運搬及び処分に要する経費とする。ただし、空き家の荷物の整理、運搬及び処分に要する経費については、改修工事を実施するにあたり必要なものに限る。

- (1) 内装、外装又は屋根の改修工事
- (2) トイレ又は風呂の改修工事

- (3) 水道、ガス又は電気の改修工事
- (4) 空き家の荷物の整理、運搬及び処分に要する経費
- (5) 前各号のほか、市長が必要と認める経費

2 補助限度額は1件につき25万円とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、居住者のうち、世帯主又は世帯員が40歳未満である場合は、補助限度額を1件につき75万円とする。

3 補助率は補助対象経費の2分の1とする。算出にあたっては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額の千円未満の端数を切り捨てた金額のうち、前項に規定する補助限度額の範囲内の金額を補助金交付額とする。

(事業期間)

第6条 補助対象事業の事業期間は、原則として単年度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象者は補助金の交付を受けようとする事業について、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額を控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。なお、規則第5条に規定する条件を付した場合は、当該条件の内容も合わせて通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助対象事業の変更又は中止等)

第9条 前条に規定する交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容、経費配分等について、変更、中止等をするときは、事前に宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付変更(中止)等承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。なお、変更(中止)等承認を必要とする事項は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更

(2) 総事業費を変更しようとする場合。ただし、補助金額の20%以内の変更で補助金額の増額を生じない場合はこの限りでない。

(3) 事業の中止

(4) その他、これらに類すると考えられる場合

2 市長は、前項に規定する変更(中止)等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付変更(中止)等承認通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第10条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しな

なければならない。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5か年間整備、保管しなければならない。
- (2) 補助対象事業により発生する財産については、補助事業者の責任において適切に管理するものとし、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は自己の責任においてこれを処理解決しなければならない。
- (3) 補助事業の執行に際しては、市が行う契約手続きの取り扱いに準じて行わなければならない。また、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取り扱いに準じて行わなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告)

第12条 規則第11条に規定する状況報告を求められた補助事業者は、任意の様式により作成した報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する報告書の提出期限は、当該事由の発生した日の翌日から起算して5日以内とし、提出部数は1部とする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金実績報告書(第5号様式)を補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- 2 前項に規定する実績報告書には移住者の宿毛市における住民票の写しを添付しなければならない。ただし、前項に規定する期日までに住民登録を完了できない特段の事由がある場合は、その旨の理由書を添付しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項に規定する実績報告書の提出にあたって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を消費税控除税額等報告書(第6号様式)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する実績報告の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付額確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条に規定する補助金の交付額確定通知を受けた補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 第13条第2項ただし書により実績報告をした補助事業者は、移住者の宿毛市における住民票の写しを添付しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、事業の実施にあたり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めなければならない。

(情報公開)

第17条 補助事業に関して情報の公開請求があった場合は、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づき情報の公開を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱第5条第2項ただし書の規定は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第8条、第10条、第11条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

住 所

氏 名

連絡先

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付申請書

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱第7条の規定により、同事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

下記に該当する場合は☒を入れてください。

☐ 居住者のうち、世帯主もしくは世帯員が40歳未満です。

添付書類

- 1 事業実施計画書（添付書類1）
- 2 位置図、平面図
- 3 見積書の写し
- 4 当該住宅の工事施工前の現況写真
- 5 当該住宅の賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
- 6 登記事項証明書又は当該住宅の所有者及び建築年月日を確認できる書類
- 7 当該住宅所有者の改修工事への同意及び原状回復義務の免除が確認できる書類
- 8 市税の完納を証する納税証明書（ただし、宿毛市で交付できない場合は、現住所地で市税等の完納を証する納税証明書）
- 9 所有者の委任状
- 10 居住者のうち、世帯主もしくは世帯員が40歳未満であることの証明書（住民票・免許証の写し等）

添付書類 1

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業実施計画書

1 補助事業の目的と内容

|  |
|--|
|  |
|--|

2 補助事業の実施計画

| 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 |      | その他の経費 |
|------|--------|-------------|------|--------|
|      |        | 市補助金        | 自主財源 |        |
|      |        |             |      |        |
| 円    | 円      | 円           | 円    | 円      |

3 事業実施スケジュール

|  |
|--|
|  |
|--|

第2号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付申請について、下記のとおり決定したので、宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付条件（宿毛市補助金交付規則第5条に規定する条件を付した場合）

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

住 所

氏 名 ⑩

連絡先

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付変更（中止）等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金について、下記のとおり変更（中止）等をしたいので、宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更（中止）等の理由とその内容

2 添付書類

- 1 変更事業実施計画書（添付書類1に準じる）
- 2 変更（中止）等承認申請額（添付書類2）
- 3 変更後の位置図、平面図
- 4 変更後の見積書の写し
- 5 契約書の写し（契約済の事業を中止する場合）
- 6 その他、変更した内容を確認できる書類

添付書類 2

変更（中止）等承認申請額

|    | 総事業費 | 補助対象経費 | 補助対象経費の負担区分 |      | その他の経費 |
|----|------|--------|-------------|------|--------|
|    |      |        | 市補助金        | 自主財源 |        |
| 当初 | 円    | 円      | 円           | 円    | 円      |
| 変更 | 円    | 円      | 円           | 円    | 円      |
| 増減 | 円    | 円      | 円           | 円    | 円      |

第4号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付変更（中止）等承認通知書

年 月 日付で申請のあった宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付変更（中止）等承認申請につき、下記のとおり承認したので、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額（変更前）

\_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付決定額（変更後）

\_\_\_\_\_ 円

3 補助金交付条件（宿毛市補助金交付規則第5条に規定する条件を変更に伴い新たに付した場合）

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

住 所

氏 名 ⑩

連絡先

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知に基づき、  
下記のとおり宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業を実施したので、宿毛市U I ター  
ン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を報告しま  
す。

記

1 補助事業の内容

| 総事業費 | 補助対<br>象経費 | 補助対象経費の負担区分 |      | その他<br>の経費 |
|------|------------|-------------|------|------------|
|      |            | 市補助金        | 自主財源 |            |
| 円    | 円          | 円           | 円    | 円          |

2 事業着手年月日

年 月 日

3 事業完了年月日

年 月 日

添付書類

- 1 収支決算書（添付書類3）
- 2 契約書の写し
- 3 請求書の写し
- 4 完成写真（事業内容等が確認できるもの）
- 5 移住者の宿毛市における住民票の写し（宿毛市への住民登録を完了できない  
特段の事由があればその理由書）

## 添付書類 3

## 収 支 決 算 書

## (1) 収入の部

| 区 分  | 予算額<br>(円) | 決算額<br>(円) | 比較増減<br>(円) | 備 考 |
|------|------------|------------|-------------|-----|
| 市補助金 |            |            |             |     |
| 自主財源 |            |            |             |     |
| その他  |            |            |             |     |
| 合 計  |            |            |             |     |

## (2) 支出の部

|       | 予算額<br>(円) | 決算額<br>(円) | 比較増減<br>(円) | 備 考 |
|-------|------------|------------|-------------|-----|
| 事業費総額 |            |            |             |     |

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

住 所

氏 名 ⑩

連絡先

消費税控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号による交付決定のあった、宿毛市UI  
ターン希望者住宅改修事業費補助金について、宿毛市UIターン希望者住宅改修事業  
費補助金交付要綱第13条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 第 号による交付決定額  
\_\_\_\_\_ 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等  
\_\_\_\_\_ 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
\_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金返還相当額  
\_\_\_\_\_ 円

（注）その他参考となる資料があれば添付して下さい。

第 7 号様式（第 1 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

\_\_\_\_\_円

2 補助金交付確定額

\_\_\_\_\_円

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

住 所

氏 名 ⑩

連絡先

宿毛市U I ターン希望者住宅改修事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付額が確定した宿毛市  
U I ターン希望者住宅改修事業費補助金について、宿毛市U I ターン希望者住宅改修  
事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

\_\_\_\_\_円

2 振込先

|         |    |          |  |    |
|---------|----|----------|--|----|
| 振込先金融機関 | 銀行 |          |  | 支店 |
| 預金種目    |    | 口座<br>番号 |  |    |
| フリガナ    |    |          |  |    |
| 口座名義人   |    |          |  |    |

添付書類

- 第13条第2項ただし書により実績報告をした場合は移住者の宿毛市における住民票の写し